

## むつ市議会第222回定例会会議録 第7号

議事日程 第7号

平成26年12月19日（金曜日）午前10時開議

### ◎諸般の報告

#### 【委員長報告、質疑、討論、採決】

- 第1 議案第61号 むつ市いじめ問題調査委員会条例
- 第2 議案第62号 むつ市長等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 第3 議案第63号 むつ市国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 第4 議案第64号 むつ市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例
- 第5 議案第65号 財産の取得について  
（（仮称）田名部まちなか団地の建設用地を取得するためのもの）

#### （議員提出議案上程、提案理由説明、質疑、討論、採決）

- 第6 議員提出議案第7号 「議案第65号 財産の取得について」に対する附帯決議
  
- 第7 議案第66号 指定管理者の指定について  
（むつ市海と森ふれあい体験館の指定管理者を指定するためのもの）
- 第8 議案第67号 指定管理者の指定について  
（むつ市中心身障害者ふれあいの家の指定管理者を指定するためのもの）
- 第9 議案第68号 指定管理者の指定について  
（大畑中央公園外1施設の指定管理者を指定するためのもの）
- 第10 議案第69号 指定管理者の指定について  
（脇野沢瀬野牧野外9施設の指定管理者を指定するためのもの）
- 第11 議案第70号 指定管理者の指定について  
（むつ市大畑木材工芸センターの指定管理者を指定するためのもの）
- 第12 議案第71号 指定管理者の指定について  
（むつ来さまい館外2施設の指定管理者を指定するためのもの）
- 第13 議案第72号 指定管理者の指定について  
（むつ市奥葉研修景公園外1施設の指定管理者を指定するためのもの）
- 第14 議案第73号 青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の増加及び青森県市町村総合事務組合規約の変更について
- 第15 議案第74号 市道路線の認定について
- 第16 議案第76号 平成26年度むつ市国民健康保険特別会計補正予算

#### 【委員等の選挙】

- 第17 むつ市選挙管理委員及び補充員の選挙

本日の会議に付した事件  
議事日程に同じ

出席議員（24人）

2番	横 垣 成 年	3番	工 藤 孝 夫
4番	佐々木 肇	5番	川 下 八 十 美
6番	目 時 睦 男	7番	村 川 壽 司
8番	佐 賀 英 生	9番	東 健 而
10番	石 田 勝 弘	11番	富 岡 幸 夫
12番	斉 藤 孝 昭	13番	濱 田 栄 子
14番	浅 利 竹 二 郎	15番	中 村 正 志
16番	半 田 義 秋	17番	村 中 徹 也
19番	富 岡 修	20番	佐々木 隆 徳
21番	上 路 徳 昭	22番	鎌 田 ち よ 子
23番	菊 池 光 弘	24番	岡 崎 健 吾
25番	白 井 二 郎	26番	山 本 留 義

欠席議員（1人）

18番	大 瀧 次 男
-----	---------

説明のため出席した者

市 長	宮 下 宗 一 郎	副 市 長	新 谷 加 水
教 委 員 育 会 長	高 瀬 厚 太 郎	教 育 長	遠 島 進
公 管 理 企 業 者	遠 藤 雪 夫	代 監 査 委 員	阿 部 昇
総 務 政 策 長	伊 藤 道 郎	財 務 部 長	石 野 了
民 生 部 長	松 尾 秀 一	保 健 福 祉 長	花 山 俊 春
経 済 部 長	浜 田 一 之	建 設 部 長	鏡 谷 晃
下 水 道 長	酒 井 嘉 政	川 内 庁 舎 長	松 本 大 志
大 所 畑 庁 舎 長	畑 中 恒 治	協 野 所 沢 長	白 尾 芳 春
会 管 理 計 者 務 部 事 長	鹿 内 徹	選 挙 管 理 会 長	館 健 二
監 査 委 員 局 長	竹 山 清 信	農 委 員 局 業 会 長	工 藤 初 男

教育部長  
 務部部長  
 策理課  
 務課  
 財政副  
 務課  
 財政副  
 務課  
 財副財  
 務課  
 部長  
 部長  
 育会局習長  
 務部課事  
 建設課  
 員務學  
 教委事生課  
 策務  
 總政總主

古川俊子  
 川西伸二  
 氏家剛  
 中里敬  
 木村善弘  
 小島勝

公營企業長  
 務進部策監  
 員務理教  
 校教  
 建設住  
 策務  
 總政總主

齊藤鐘司  
 柳谷孝志  
 室館幸一  
 高橋真  
 中村智郎

事務局職員出席者

事務局長  
 總括主幹  
 主任主査

柳田論  
 佐藤悦  
 村口也

次長  
 主幹  
 主任

濱田賢一  
 小林睦子  
 山本翼

## ◎開議の宣告

午前10時00分 開議

○議長（山本留義） ただいまから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は24人で定足数に達しております。

## ◎諸般の報告

○議長（山本留義） 議事に入る前に諸般の報告を行います。

まず、12月11日、各常任委員会に付託いたしました議案の審査結果について、総務教育、産業建設、民生福祉の各常任委員長からそれぞれ会議規則第111条の規定に基づき、委員会審査報告書の提出がありました。なお、報告書はお手元に配布しておりますので、ごらん願います。

次に、12月18日、市長から、今定例会に提出されております議案第65号資料の一部に誤謬訂正がありましたので、お手元に配布しております。

以上で諸般の報告を終わります。

○議長（山本留義） 本日の会議は議事日程第7号により議事を進めます。

## ◎日程第1～日程第16 委員長報告、 質疑、討論、採決

○議長（山本留義） 日程第1 議案第61号 むつ市いじめ問題調査委員会条例から、日程第16 議案第76号 平成26年度むつ市国民健康保険特別会計補正予算までの15件を一括議題といたします。

委員会付託した議案についての各常任委員会における審査の経過並びに結果について、各常任委

員長から報告を求めます。

まず、議案第61号、議案第62号、議案第66号及び議案第73号について、総務教育常任委員長の報告を求めます。総務教育常任委員長。

（10番 石田勝弘議員登壇）

○10番（石田勝弘） 総務教育常任委員会に付託されました議案4件について、審査の経過と結果をご報告申し上げます。

本委員会は、12月11日、関係部長等の出席を求めて審査いたしました。

審査の結果は、お手元に配布されております委員会審査報告書のとおりであります。付託されました議案につきましては、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以下、審査の過程において出されました主なる質疑等について申し上げます。

初めに、議案第61号 むつ市いじめ問題調査委員会条例についてであります。理事者側から、いじめ防止対策推進法の施行に伴い、いじめに関する重大事態への対処及び体制の拡充を目的に附属機関を設置するためのものである。また、教育委員会の附属機関である「むつ市いじめ問題対策委員会」が行った調査について、市長が必要と認めた場合には当委員会を立ち上げて再調査を行い、その調査結果は議会へ報告されることになるとの説明がありました。

これに対し委員から、教育委員会が所管する「むつ市いじめ問題対策委員会」での対応で十分ではないのか、なぜ再調査をしなければならないのかとの質疑があり、理事者側から、体制の拡充を目的としており、「むつ市いじめ問題対策委員会」で行った調査について、市長が必要と認めた場合や保護者、当事者から申し立てがあった場合などに再調査を行うものであるとの答弁がありました。

また、別の委員から、「むつ市いじめ問題対策

委員会」と「むつ市いじめ問題調査委員会」はどのような機能を果たすのかとの質疑があり、理事者側から、「むつ市いじめ問題対策委員会」は、学校から子供の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められたとき、また、いじめにより年間30日を目安に相当期間学校を欠席した場合などの報告を受けた際には、弁護士、医師、心理または福祉に関する学識経験者で組織する第三者委員会として、事実確認や問題解決のために調査することになる。このほか、いじめの防止対策を実効的に行うため、いじめに対し各学校でどのように対応しているかを点検評価する役割も担っている。また、「むつ市いじめ問題調査委員会」は重大事態が発生した場合、「むつ市いじめ問題対策委員会」からの調査報告を受けて、当該報告へのさらなる対処や同種のいじめの発生防止のために必要があると認めるときは、再度調査できるものであるとの答弁がありました。

次に、議案第62号 むつ市長等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例についてであります。理事者側から、平成27年1月1日から平成30年3月31日までの間、市長の給料月額を15%、副市長、公営企業管理者及び教育長の給料月額を10%減額するためのものであるとの説明がありました。

これに対し委員から、管理職手当が平成27年1月から3月までの間、30%削減されると新聞報道されているが、来年度以降はどうなるのか、また、一般職員にも及ぶのかとの質疑があり、理事者側から、平成26年度の決算見込みが非常に厳しい見込みとなっており、管理職手当については規則改正により平成27年3月までの間は、30%削減し、一般職員の給与等については、現在全ての事務事業について見直しを行っており、その結果を踏まえながらではあるが、それでも財源が不足するようであれば人件費についても検討しなければなら

ないとの答弁がありました。

次に、議案第66号 指定管理者の指定についてであります。理事者側から、むつ市海と森ふれあい体験館の管理を行う指定管理者に、特定非営利活動法人シェルフォレスト川内を指定するためのものであるとの説明がありました。

これに対し委員から、指定管理者の応募が1者だが、これまでの応募状況について質疑があり、理事者側から、今回は指定管理の公募に対して2団体が応募しているが、選定委員会において評価した結果、現指定管理者が選定されている。また、今回の公募に際しては2団体が説明会に参加しているが、1団体は主に施設の管理を目的とした団体であるため、応募には至らなかったとの答弁がありました。

さらに同じ委員から、指定管理者制度全般について見直しをする考えはないのかとの質疑があり、理事者側から、今後十分検討したいとの答弁がありました。

次に、議案第73号 青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の増加及び青森県市町村総合事務組合同約の変更についてであります。理事者側から、平成27年4月1日から青森市を加入させ、また、共同処理する事務のうち市町村税等の滞納整理に関する事務に青森市を加えることから、規約を変更するためのものであるとの説明がありましたが、委員からの質疑等はありませんでした。

以上で、総務教育常任委員会の審査報告を終わります。

○議長（山本留義） これで総務教育常任委員長の報告を終わります。

次は、議案第64号、議案第65号、議案第69号から議案第72号まで及び議案第74号について、産業建設常任委員長の報告を求めます。産業建設常任委員長。

(24番 岡崎健吾議員登壇)

○24番(岡崎健吾) 産業建設常任委員会に付託されました議案7件について、審査の経過と結果をご報告申し上げます。

本委員会は、12月11日、関係部長等の出席を求めて審査し、議案第65号につきましては、12月18日に再度委員間で審査いたしました。

審査の結果は、お手元に配布されております委員会審査報告書のとおりであります。付託されました議案につきましては、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、議案第65号 財産の取得については、附帯決議を可決いたしましたことを申し添えます。

以下、審査の過程において出されました主なる質疑等について申し上げます。

初めに、議案第64号 むつ市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例についてであります。理事者側から、国が定める道路占用料が本年4月に改定され、所在区分について、甲地、乙地、丙地の3区分が第1級地から第5級地の5区分に変更となり、当市の区分が乙地から第5級地となったことから、道路占用料を改定するためのものであるとの説明がありました。

これに対し委員から、改定による財政上の影響について質疑があり、理事者側から、平成25年度の決算額をもとに試算すると、約227万円の減収になるとの答弁がありました。

次に、議案第65号 財産の取得についてであります。理事者側から、田名部中心市街地を拠点に実施している「エリアマネジメント支援事業」の中のまちなか居住の推進に向けた事業として、旧田名部駅線路敷地を(仮称)田名部まちなか団地の建設用地として先行取得するためのものであり、取得敷地面積は6,708.09平方メートル、取得価格は1億8,447万2,475円で、公共用地取得事業の円滑な運営とその経理の適正を図るため、一般

会計と区分して特別会計で処理するものであるとの説明がありました。

これに対し委員から、現在の進捗状況及び当初予算から減額となった理由について質疑があり、理事者側から、現在のところ具体的な計画案の作成には至っていないが、田名部まちなか再生事業については、田名部まちづくり株式会社の動向を見ながら事業を進めていくこととなるため、市ができることとしては、現在国が進めているPFI導入可能性調査の推移を見据えながら今後の事業計画を考えていきたい。また、当初予算からの減額については、当初予算の段階では用地の面積を7,300平方メートルと見込んでいたが、現地測量の結果、6,708.09平方メートルと少なくなったこと及び不動産鑑定評価の結果、当初予算で見込んでいた1平方メートル当たり3万1,500円から2万7,500円に減額となったことによるものであるとの答弁がありました。

さらに同じ委員から、事業計画を示せる時期について質疑があり、理事者側から、現在市では2団地の建設を進めているが、これらについて平成30年度までの完了を想定した場合、その約2年前には新しい団地の建替計画を示していかなければならないので、平成28年度には何らかの提示はできるものと考えているとの答弁がありました。

さらに同じ委員から、使い道がなさそうな土地も取得する理由について質疑があり、理事者側から、歩行空間を確保するために取得するものであるとの答弁がありました。

さらに同じ委員から、取得価格には取得敷地内の工作物等の撤去費用等も含まれるのかとの質疑があり、理事者側から、あくまでも土地の取得価格であり、議案可決後に工作物等に係る補償契約を締結することになるとの答弁がありました。

最後に、本議案に対して「事業の趣旨には賛同する。早期に具体的な事業計画を策定することを

強く要望する」との附帯決議案が提出され、全会一致で可決いたしました。

次に、議案第69号 指定管理者の指定についてですが、理事者側から、脇野沢瀬野牧野外9施設の管理を行う指定管理者に、一般社団法人むつ市脇野沢農業振興公社を指定するためのものであるとの説明がありました。

これに対し委員から、平成25年度実績において牧場利用戸数がゼロとなっているが、平成26年度も同じ状況なのかとの質疑があり、理事者側から、畜産農家が廃業したため同じ状況であるとの答弁がありました。

さらに同じ委員から、累積赤字が増加している状況から、今回指定されたとしても、この期間内に施設の閉鎖や統合について検討していただきたいとの要望がありました。

次に、議案第70号 指定管理者の指定についてですが、理事者側から、むつ市大畑木材工芸センターの管理を行う指定管理者に、大畑ヒバ工芸研究会を指定するためのものであるとの説明がありましたが、委員からの質疑等はありませんでした。

次に、議案第71号 指定管理者の指定についてですが、理事者側から、むつ来さまい館外2施設の管理を行う指定管理者に、むつ商工会議所を指定するためのものであるとの説明がありましたが、委員からの質疑等はありませんでした。

次に、議案第72号 指定管理者の指定についてですが、理事者側から、むつ市奥葉研修景公園外1施設の管理を行う指定管理者に、大畑町商工会を指定するためのものであるとの説明がありましたが、委員からの質疑等はありませんでした。

次に、議案第74号 市道路線の認定についてですが、理事者側から、むつ地区及び川内地区の開発行為等により、市に帰属した18路線を市

道として認定するためのものであるとの説明がありましたが、委員からの質疑等はありませんでした。

以上で、産業建設常任委員会の審査報告を終わります。

○議長（山本留義） これで産業建設常任委員長の報告を終わります。

次は、議案第63号、議案第67号、議案第68号及び議案第76号について民生福祉常任委員長の報告を求めます。民生福祉常任委員長。

（8番 佐賀英生議員登壇）

○8番（佐賀英生） 民生福祉常任委員会に付託されました議案4件について、審査の経過と結果をご報告申し上げます。

本委員会は、12月11日、関係部長等の出席を求めて審査いたしました。

審査の結果は、お手元に配布されております委員会審査報告書のとおりであります。付託されました議案につきましては、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以下、審査の過程において出されました主なる質疑等について申し上げます。

初めに、議案第63号 むつ市国民健康保険条例の一部を改正する条例についてですが、理事者側から、健康保険法施行令の一部改正に伴い、出産育児一時金の支給額を現行の39万円から40万4,000円に引き上げるためのものであるとの説明がありました。

これに対し委員から、出産育児一時金の支給件数の推移について質疑があり、理事者側から、平成23年度が81件、平成24年度が76件、平成25年度が64件となっており、今年度についても被保険者及び出産年齢層の女性の減少等により支給件数はやや減少傾向にあるとの答弁がありました。

次に、議案第67号 指定管理者の指定についてですが、理事者側から、むつ市心身障害者

ふれあいの家の管理を行う指定管理者に、特定非営利活動法人アックス工房を指定するためのものであるとの説明がありました。

これに対し委員から、この施設の維持管理を業務委託ではなく指定管理者制度で行う理由について質疑があり、理事者側から、公金徴収等の必要がないため直営または維持管理の業務委託という選択肢もあるが、障害者や障害者関連団体等が利用する施設であることから、就労継続支援B型等の障害者施設の運営実績を持つ当該法人が指定管理を行うことによって施設の利便性を確保し、さらなる利用促進を図る運営を期待できることになるので、指定管理者制度での維持管理としたとの答弁がありました。

次に、議案第68号 指定管理者の指定についてであります。理事者側から、大畑中央公園外1施設の管理を行う指定管理者に、一般財団法人むつ市教育振興会を指定するためのものであるとの説明がありました。

これに対し委員から、当該法人の事業概要に記載されている教育文化施設への助成事業の内容について質疑があり、理事者側から、教育文化施設への助成事業として、むつ市立図書館への図書購入費の寄附事業を行っており、平成25年度実績では55万9,000円となっているとの答弁がありました。

また、複数の委員から、公共施設の管理に民間の活力を導入することにより利用者の利便性の向上を図るとともに、維持管理経費を削減することを目的として指定管理者制度を導入した経緯があるものの、競争原理の働かない当市においては、多くの施設で更新のたびに指定管理料が増加している現状を踏まえて、直営または管理業務委託への移行を含め指定管理者制度の抜本的な検討が必要なのではないかとの提言がありました。

次に、議案第76号 平成26年度むつ市国民健康

保険特別会計補正予算についてであります。理事者側から、保険給付費及び共同事業拠出金の増額並びに前年度療養給付費等国庫負担金の精算に伴う償還金等により1億6,868万5,000円を増額し、補正後の歳入歳出予算総額を80億7,814万円とするものであるとの説明がありました。

これに対し委員から、消費税の改定に伴い、財政調整交付金や財政安定化支援事業繰入金等の歳入に変化があったのかとの質疑があり、理事者側から、「社会保障と税の一体改革」を大きなテーマに消費税の引き上げがあり、その中で国民健康保険の保険者支援の部分は今のところ実施には至っていないものの、国民健康保険税の軽減世帯の対象を拡充する部分を先行実施しており、その結果、保険基盤安定繰入金が入っているとの答弁がありました。

以上で、民生福祉常任委員会の審査報告を終わります。

○議長（山本留義） これで民生福祉常任委員長の報告を終わります。

以上で、各常任委員長の報告を終わります。

ここで議事整理のため、午前10時40分まで暫時休憩いたします。

午前10時26分 休憩

午前10時40分 再開

○議長（山本留義） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより質疑、討論、採決を行います。

先ほど一括議題といたしました15議案については、それぞれ区分して質疑、討論、採決を行いますので、ご了承願います。

◇議案第61号

○議長（山本留義） まず、議案第61号 むつ市いじめ問題調査委員会条例について、総務教育常任

委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(山本留義) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(山本留義) ご異議なしと認めます。よって、議案第61号は委員長報告のとおり可決されました。

#### ◇議案第62号

○議長(山本留義) 次は、議案第62号 むつ市長等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例について、総務教育常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(山本留義) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(山本留義) ご異議なしと認めます。よって、議案第62号は委員長報告のとおり可決されま

した。

#### ◇議案第63号

○議長(山本留義) 次は、議案第63号 むつ市国民健康保険条例の一部を改正する条例について、民生福祉常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(山本留義) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(山本留義) ご異議なしと認めます。よって、議案第63号は委員長報告のとおり可決されました。

#### ◇議案第64号

○議長(山本留義) 次は、議案第64号 むつ市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について、産業建設常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(山本留義) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(山本留義) ご異議なしと認めます。よって、議案第64号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第65号

○議長(山本留義) 次は、議案第65号 財産の取得について、産業建設常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

本案は、(仮称)田名部まちなか団地の建設用地を取得するためのものであります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。5番川下八十美議員。

○5番(川下八十美) 議案第65号について、改めて議長に質問通告はいたしません、ほかに質疑ありませんかという議長のせっかくの口述もありますので、2点ほど委員長にお伺いをいたしたいと思えます。

この議案第65号については、7名の委員の連名でもって附帯決議ができました。私は長年議員をやらせていただいて、この議案に対する附帯決議が出るということは、まことに重く受けとめなければいけないと認識いたしております。結果的には、この議案の審議、附帯決議の議決を尊重いたしますが、委員会での審査の中身について、2点ほどお伺いをいたします。

その第1点目は、この委員長報告にもありますように、田名部まちづくり株式会社及び田名部まちなか再生事業との関連において、その動向がかなり左右された形で審議されたと伺っておりますが、委員会の中でこういった議論がなされたのか、まず第1点目としてお伺いをいたします。

第2点目としては、この用地買収は、私は委員

会に所属いたしておりませんが、1億8,447万2,475円、私専門ではないのですが、飛び飛び飛び飛び土地ではあるけれども、総合すると、間違っていたら訂正していただきたいと思いますが、坪単価9万円ぐらいにつくのではないかと思います。私が今言いたいのは、この用地買収は議決になったわけでありましてけれども、この用地の中に工作物、恐らく建物等々、あるいは森林もあるのかどうかわかりませんが、立木があるのかわかりませんが、要は工作物が存在していることは事実であります。そうすると、この工作物等の買収と用地買収は全く別個だと、こう報告を受けておりますから、附帯決議にもあるとおり、この事業を早期に完成する形をとるためには、果たしてこれは土地の所有者と工作物を持っておる所有者が一致されておるのかどうかということを私は疑問に思います。なぜならば、委員会で、そここのところを委員長からどういう審査をされたかということのうえで、私の所見を述べたいと思えますが、この土地と工作物の関連について、委員会の中でどういう審議がなされたのか、ご報告を願いたいと思えます。

○議長(山本留義) 24番。

○24番(岡崎健吾) まず最初に、田名部まちづくり株式会社と、それから田名部まちなか再生事業のこれからの動向、関連ということですが、直接そのような質疑はありませんが、ただいろんな質疑をした中で、田名部まちなか団地を含んだ田名部まちなか再生事業に関しては市が率先して行う事業ではないという答弁がありました。基本的には、田名部まちづくり株式会社の動きを見ながら市が事業を進めるという形になっているということでもあります。

田名部まちづくり株式会社では、経済産業省などの補助事業の導入を検討しながら事業の着手のタイミングを見計らっているということでありま

す。現在のところ、重立った動きはないというような答弁がありました。

2点目は、工作物の所有者についてですが、工作物の所有者が同一人物なのかどうかということではありますが、委員会での質疑では、そのような質疑がありませんでした。

以上です。

○議長（山本留義） 5番。

○5番（川下八十美） 私なぜこの田名部まちづくり株式会社と田名部まちなか再生事業の関連をお聞きするかといえば、田名部まちづくり株式会社の動向が大きく左右しておるとことは委員長報告の中にもあるわけです。この田名部まちづくり株式会社の初代の社長は、私の友人でありました関實君であります。お亡くなりになりまして社長がかわりました。2代目の社長が就任しました。名前は申し上げませんが、ご承知のとおりでありますけれども、ところが2代目の社長さんもまだ若手のばりばりでありますけれども、退任をされて社長がかわられました。現在3代目の社長になった。こういう関係を見ると、田名部まちなか再生事業の中の土地所有者、あるいは関連会社等は、今の田名部まちづくり株式会社と密接な関係にあると言わなければなりません。しかも、今委員長からの報告で、私は非常に委員会の審議も残念に思うのでありますが、工作物の所有者の形をもう少し委員会の中でも調査研究をしていただきたいと思ひます、結果論であります。なぜならば、ご承知のとおり、土地の移転、売買は、第三者に対する対抗要件というものは、民法で登記というものがなければ第三者に対する対抗、これからいろいろな問題が起きたときに対抗することができないのです。この土地が移転されてしまってから、この工作物を、工作物もこれは不動産になりますけれども、工作物の所有者と改めてこの工作物の取得を再交渉しなければならない事態がこの報告

だと私は思うのです、一旦土地を市のものにして、工作物は所有者がまた違う形で。私は、これは計画そのものもちょっとおくらしているような気がしますけれども、本当は同一的な買収の仕方が理想的でなかったのかと思っておりますが、今回の委員長報告では、委員会の中で双方とも審議の意見が出されなかった。だが、結果としては附帯決議まで出して、事業の推進には賛成している。私も賛成します。もちろん賛成しますが、これからこの事業を追求するうえにおいては、これらのことをきっちり認識したうえで進めなければ、これから平成28年、平成30年に向かつての計画すらないこの事業が順調に進むとは非常にクエスチョンマークがつくので、あえて附帯決議が出て、私もこの事業には賛成しますから、市当局においては、この議会の議決を十二分にしんしゃくをして、きちんとした事業が完成されることを望んで私の質疑を終わります。

議長、ありがとうございます。

○議長（山本留義） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本留義） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本留義） ご異議なしと認めます。よって、議案第65号は委員長報告のとおり可決されました。

◎日程第6 議員提出議案上程、提案理由説明、質疑、討論、採決

◇議員提出議案第7号

○議長（山本留義） 次は、日程第6 議員提出議案第7号 「議案第65号 財産の取得について」に対する附帯決議を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。24番岡崎健吾議員。

（24番 岡崎健吾議員登壇）

○24番（岡崎健吾） 議員提出議案第7号 「議案第65号 財産の取得について」に対する附帯決議について提案理由を申し上げます。

議案第65号につきましては、先ほど可決されたところではありますが、用地取得の目的であります（仮称）田名部まちなか団地の建設促進に向け、事業の趣旨には賛同する。早期に具体的な事業計画を策定することを強く要望するとの附帯決議を付すため提案するものであります。

以上が上程されました議員提出議案第7号の提案理由であります。議員皆様方のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（山本留義） これで提案理由の説明を終わります。

ただいま上程されました議員提出議案第7号については、この後質疑、討論、採決を行いますが、ここで議事整理のため、午前11時10分まで暫時休憩いたします。

午前10時57分 休憩

午前11時10分 再開

○議長（山本留義） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより議員提出議案第7号に対する質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本留義） 質疑なしと認めます。

以上で議員提出議案第7号の質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議員提出議案第7号は、会議規則第38条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本留義） ご異議なしと認めます。よって、議員提出議案第7号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

この採決は起立により行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立者21人、起立しない者1人）

○議長（山本留義） 起立多数であります。よって、議員提出議案第7号は原案のとおり可決されました。

◇議案第66号

○議長（山本留義） 次は、議案第66号 指定管理者の指定について、総務教育常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

本案は、むつ市海と森ふれあい体験館の指定管理者を指定するためのものです。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本留義） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(山本留義) ご異議なしと認めます。よって、議案第66号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第67号

○議長(山本留義) 次は、議案第67号 指定管理者の指定について、民生福祉常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

本案は、むつ市心身障害者ふれあいの家の指定管理者を指定するためのものです。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(山本留義) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(山本留義) ご異議なしと認めます。よって、議案第67号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第68号

○議長(山本留義) 次は、議案第68号 指定管理者の指定について、民生福祉常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

本案は、大畑中央公園外1施設の指定管理者を指定するためのものです。

質疑の通告がありません。これで通告による質

疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(山本留義) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(山本留義) ご異議なしと認めます。よって、議案第68号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第69号

○議長(山本留義) 次は、議案第69号 指定管理者の指定について、産業建設常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

本案は、脇野沢瀬野牧野外9施設の指定管理者を指定するためのものです。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(山本留義) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(山本留義) ご異議なしと認めます。よって、議案第69号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第70号

○議長（山本留義） 次は、議案第70号 指定管理者の指定について、産業建設常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

本案は、むつ市大畑木材工芸センターの指定管理者を指定するためのものであります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本留義） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本留義） ご異議なしと認めます。よって、議案第70号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第71号

○議長（山本留義） 次は、議案第71号 指定管理者の指定について、産業建設常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

本案は、むつ来さまい館外2施設の指定管理者を指定するためのものであります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本留義） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありま

せんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本留義） ご異議なしと認めます。よって、議案第71号は委員長報告のとおり可決されました。

◎会議録署名議員の追加指名

○議長（山本留義） ここで、会議録署名議員が次の議案で除斥対象となりますので、この際会議録署名議員を追加指名いたします。

16番半田義秋議員を指名いたします。

◇議案第72号

○議長（山本留義） 次は、議案第72号 指定管理者の指定について、産業建設常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

本案は、むつ市奥葉研修景公園外1施設の指定管理者を指定するためのものであります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本留義） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本留義） ご異議なしと認めます。よって、議案第72号は委員長報告のとおり可決されま

した。

◇議案第73号

○議長（山本留義） 次は、議案第73号 青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の増加及び青森県市町村総合事務組合格約の変更について、総務教育常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本留義） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本留義） ご異議なしと認めます。よって、議案第73号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第74号

○議長（山本留義） 次は、議案第74号 市道路線の認定について、産業建設常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本留義） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本留義） ご異議なしと認めます。よって、議案第74号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第76号

○議長（山本留義） 次は、議案第76号 平成26年度むつ市国民健康保険特別会計補正予算について、民生福祉常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本留義） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本留義） ご異議なしと認めます。よって、議案第76号は委員長報告のとおり可決されました。

◎日程第17 むつ市選挙管理委員及び補充員の選挙

○議長（山本留義） 次は、日程第17 むつ市選挙管理委員及び補充員の選挙を議題といたします。

まず、むつ市選挙管理委員の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法については、地

方自治法第118条第2項の規定により指名推選とし、議長から指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(山本留義) ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法については指名推選とし、議長から指名することに決定いたしました。

むつ市選挙管理委員に畑中政勝氏、久慈徹雄氏、工藤武信氏、白川光治氏を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました方をむつ市選挙管理委員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(山本留義) ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました畑中政勝氏、久慈徹雄氏、工藤武信氏、白川光治氏がむつ市選挙管理委員に当選されました。

次は、むつ市選挙管理委員補充員の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選とし、議長から指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(山本留義) ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法については指名推選とし、議長から指名することに決定いたしました。

むつ市選挙管理委員補充員に、第1位尾見賢司氏、第2位畑中継雄氏、第3位上野昭夫氏、第4位越善彰氏を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました方をむつ市選挙管理委員補充員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(山本留義) ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました第1位尾見賢司氏、

第2位畑中継雄氏、第3位上野昭夫氏、第4位越善彰氏がむつ市選挙管理委員補充員に当選されました。

## ◎閉会の宣告

○議長(山本留義) これで、本定例会に付議された事件は全て議了いたしました。

以上で、むつ市議会第222回定例会を閉会いたします。

午前11時23分 閉会